

【認可保育所に在園中の保護者の方】

無償化による保育料等の変化

- 0～2歳児は多子世帯の軽減を除き変更なし
- 3～5歳児は階層区分に応じて設定されていた保育料が無償になり、食材料費の負担のみとなる

		0～2歳児保育料(月額)	3～5歳児保育料等(月額)
9 令 和 元 ま で 年	保育料算定方法	世帯の階層区分に応じて保育料を設定	
	生活保護、非課税世帯の場合	0円	0円
	C～D27階層の場合	1,900円～74,700円 ※第1子の年齢や世帯収入等により、第2子は半額、第3子以降は無償	3歳児：1,300円～29,300円 4～5歳児：1,300円～23,400円 ※第1子の年齢や世帯収入等により、第2子は半額、第3子以降は無償



1 0 月 以 降 年	保育料算定方法	世帯の階層区分に応じて保育料を設定	保育料は無償化（延長保育料、食材料費を除く） ※これまで保育料に含め徴収していた副食費相当分の食材料費(4,500円)を徴収
	生活保護、非課税世帯の場合	0円	0円 ※食材料費は年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降は免除
	C～D27階層の場合	1,900円～74,700円 ※第1子の年齢や世帯収入等を問わず、第2子は半額、第3子以降は無償	食材料費4,500円 ※食材料費は年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降は免除